

日本ボーイスカウト福島連盟 旅費規程

(主 旨)

第1条 この規定は、日本ボーイスカウト福島連盟（以下「本連盟」という）役員等が、本連盟の業務により移動及び宿泊する際の旅費について規定する。

2. 前項に定める役員等の区分を次の通りとする。

- ①連盟長、副連盟長、理事長、副理事長、
- ②理事及び監事
- ③県連盟コミッショナー、副コミッショナー
- ④県連盟ディレクター、副ディレクター
- ⑤役員と随行する者、又は理事長が認めた者

(旅費の種類)

第2条 旅費とは以下の交通費及び宿泊費とする。

- ① 移動にかかる交通費。
- ② 滞在等に必要な宿泊費。

(適用の範囲)

第3条 本連盟が旅費を支給する業務については、次のとおりとする。

- ① 本連盟を代表して役員等が各種会議等に出席する場合。
- ② 本連盟が開催する各種会議等に役員等が出席する場合。
- ③ 本連盟の依頼により役員等が派遣される場合 ただし、各種実行委員会の会議については、当該実行委員会で対応するものとする。

(交通費)

第4条 本連盟の支給する交通費の額については、次のとおりとする。

- ① 鉄道(新幹線含む)・船舶利用の場合
自宅の最寄駅から目的地最寄駅までの鉄道往復運賃と船賃とする。
- ② 自家用車利用の場合
自宅より目的地までの最短ルートで距離を算出する。
往路の距離が100 kmを超える場合は、有料道路(高速)を使用することも出来る。
目的地が有料駐車場の場合は、駐車料金を別途支給する
- ③航空機利用の場合
上記、①、②の組み合わせにより交通費を算出する。

(宿泊費)

第5条 本連盟の支給する宿泊費の額については、次のとおりとする。

- ① 旅行者1人1泊あたり7,000円とする。
ただし、指定された宿泊施設等がある場合はその額とする。
- ② 宿泊費が参加費の中に含まれている場合は、参加費として取り扱う。

(参加費)

第6条 本連盟の支給する参加費の額については、次のとおりとする。

- ① 業務において参加費、会費等が指定されている場合は、その額を支給する。
- ② 懇親会など参加者の任意による場合は、支給しない。

(出張手続き及び仮払金)

第7条 出張予定者は、あらかじめ「出張許可申請書」を作成し、事務局に提出し理事長の承認を得て旅費の仮払金の支出をする。

(出張報告及び精算)

第8条 出張の報告及び旅費の精算は、「復命書、出張旅費精算書」を作成し、理事長に報告書を提出し帰任後7日以内に精算する。

(旅費の不支給)

第9条 旅費が本連盟以外の団体、法人から支給された場合は、旅費は支給しない。

(旅費の調整)

第10条 理事長は、旅費規程の目的又は出張先の実情、その他特別の事情によりこの規程による旅費の支給が適当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

(改 廃)

第11条 本規程を改廃するときは、理事会の議決を得なければならない。

附 則

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年4月15日から一部改訂し施行する